

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【契約室契約課】 1660
- 北九州都市計画道路及び駐車場の変更【建築都市局計画部都市交通政策課】 1661
- 北九州都市計画用途地域の変更【建築都市局計画部都市計画課】 1663
- 北九州都市計画地区計画の案及び変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 1664

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局東部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務の委託【上下水道局水道部配水管理課】 1665
- 北九州市上下水道局西部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務の委託【上下水道局水道部配水管理課】 1666

北九州市公告第449号

一般競争入札により、指揮車の物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年6月17日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	指揮車 2台
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	平成25年12月13日
	納入場所	消防訓練研修センター
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成23年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成25年7月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成25年7月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成25年7月22日から同月26日までの毎日午前9時から午後7時まで及び同月29日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成25年7月29日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）及び諸経費（自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル料金の合算額をいう。以下同じ。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から諸経費を除いた金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市契約室ホームページに掲載する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注2）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市公告第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見を提出することができる。

平成25年6月17日

北九州市長 北橋健治

1 都市計画の種類

道路及び駐車場

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 3・1・4号 6号線

削除する部分 北九州市門司区東本町一丁目、東本町二丁目、東門司一丁目、東門司二丁目、清見一丁目、清見二丁目、大久保二丁目、大久保三丁目、田野浦海岸、新開、鳴竹一丁目、田野浦一丁目、大字田野浦、大字白野江、大字大積、大字猿喰、新門司北一丁目、大字今津、大字畑、新門司一丁目、大字吉志及び吉志一丁目の各一部

追加する部分 北九州市門司区大字猿喰、新門司北一丁目及び新門司一丁目の各一部

(2) 3・3・22号 吉志2号線

追加する部分 北九州市門司区吉志一丁目、大字吉志及び新門司一丁目の各一部

(3) 3・6・133号 白野江線

削除する部分 北九州市門司区白野江四丁目、大字白野江、大字田野浦、田野浦一丁目、田野浦二丁目及び新開の各一部

(4) 3・6・134号 清見線

削除する部分 北九州市門司区清見三丁目、清見四丁目、清見佐夜町、大字白野江及び大字大積の各一部

(5) 3・4・76号 大里伊川線

削除する部分 北九州市門司区大字伊川及び大字猿喰の各一部

(6) 3・5・106号 大里恒見線

削除する部分 北九州市門司区大字畑及び大字今津の各一部

(7) 3・3・211号 東本町田野浦線

追加する部分 北九州市門司区東本町一丁目、東本町二丁目、東門司一丁目、東門司二丁目、清見一丁目、清見二丁目、大久保二丁目、大久保三丁目、田野浦海岸及び新開の各一部

(8) 3・2・6号 5号線

削除する部分 北九州市門司区大字伊川及び大字畑の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

4 縦覧期間

平成25年6月17日から同年7月1日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成25年7月1日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。

北九州市公告第451号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成25年6月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	大字田野浦及び新開の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年6月17日から同年7月1日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成25年7月1日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第452号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により北九州都市計画を決定するので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地区計画の案及び変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案及び変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成25年6月17日

北九州市長 北橋健治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

(1) 地区計画の案

名称	区域
泉台地区	北九州市小倉北区泉台一丁目及び二丁目地内
城野駅北地区	北九州市小倉北区片野新町三丁目、三郎丸二丁目、城野団地及び東城野町地内

(2) 地区計画の変更案

名称	区域
泉ヶ浦二丁目地区	北九州市八幡西区泉ヶ浦二丁目地内

3 都市計画の案及び変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年6月17日から同年7月1日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

5 意見書の提出要領

当該地区計画の案及び変更案について意見を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成25年7月1日までに到着するように提出すること。

北九州市上下水道局告示第23号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市上下水道局東部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年6月17日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
山和株式会社	北九州市小倉北区足原二丁目5番33号	平成25年6月1日から平成26年3月31日まで
株式会社古島工務店	北九州市小倉北区上富野四丁目10番12号6	平成25年6月1日から平成26年3月31日まで
有限会社浜崎工務店	北九州市小倉南区城野二丁目3番28号	平成25年6月1日から平成26年3月31日まで
有限会社丸武建設工業	北九州市小倉南区下吉田二丁目14番12号	平成25年6月1日から平成26年3月31日まで
神栄管工株式会社	北九州市門司区高砂町5番6号	平成25年6月1日から平成26年3月31日まで
株式会社誠伸建設	北九州市門司区大字猿喰937番地の3	平成25年6月1日から平成26年3月31日まで

北九州市上下水道局告示第24号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市上下水道局西部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年6月17日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
有限会社九州設備工業所	北九州市若松区大字畠田941番地1	平成25年6月1日から平成26年3月31日まで
株式会社木下設備	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目9番4号	平成25年6月1日から平成26年3月31日まで
有限会社大福水道	北九州市八幡西区陣原一丁目8番6号	平成25年6月1日から平成26年3月31日まで